

○酒田市農業委員会規程

平成17年11月1日

農業委員会訓令第1号

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 組織（第2条—第15条）

第3章 総会（第16条—第40条）

第4章 運営委員会及び各種委員会の会議（第41条—第43条）

第5章 事務局（第44条—第50条）

第6章 雜則（第51条—第53条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、法令、条例、その他別に定めるものを除くほか、酒田市農業委員会（以下「農業委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 組織

（会長）

第2条 会長は、総会において互選する。

2 会長が農業委員会の委員（以下「委員」という。）を辞任し、又は会長の職を辞したとき、その他会長が欠けたときは、その日から10日以内に会長を互選しなければならない。
（会長の職務代理者）

第3条 会長の職務代理者（以下「職務代理者」という。）は、総会において互選する。

（農地等の利用の最適化の推進に関する委員会の設置）

第4条 農業委員会に農地等の利用の最適化の推進に関する委員会（以下「最適化委員会」という。）を置く。

2 最適化委員会の委員は、29人以内とする。

（最適化委員会の所掌事務）

第5条 最適化委員会は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）第6条第2項に規定する事項を所掌する。

（最適化委員会の委員長及び副委員長）

第6条 最適化委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は会長、副委員長は職務代理者をもってこれに充てる。

(農地調査委員会及び農業振興委員会の設置)

第7条 農業委員会に農地調査委員会及び農業振興委員会を置く。

2 農地調査委員会及び農業振興委員会の委員は、それぞれ29人以内とする。

(農地調査委員会及び農業振興委員会の所掌事務)

第8条 農地調査委員会は、法第6条第1項に規定する事項を所掌する。

2 農業振興委員会は、法第6条第3項に規定する事項及び第38条第1項に規定する事項を所掌する。

(農地調査委員会及び農業振興委員会の委員長及び副委員長)

第9条 農地調査委員会及び農業振興委員会に、それぞれ委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、総会において互選する。

(会報委員会の設置)

第10条 会報発行のため、農業委員会に会報委員会を置く。

2 会報委員会の委員は、7人以内とし、委員の中から会長が総会に諮り指名する。

(会報委員会の委員長)

第11条 会報委員会の委員長は、会報委員会において互選する。

(運営委員会の設置)

第12条 農業委員会の機能を高度に發揮するとともに運営の円滑化を期するため、農業委員会に運営委員会を置く。

(運営委員会の職務)

第13条 運営委員会は、最適化委員会、農地調査委員会、農業振興委員会及び会報委員会(以下「各種委員会」という。)の連絡協調を図るとともに総会に付議すべき事案及び重要な事項について調査協議を行うものとする。

(運営委員会の組織)

第14条 運営委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 会長

(2) 職務代理者

(3) 各種委員会の委員長

(4) 各種委員会(会報委員会を除く。)の副委員長

(5) 会長が必要と認めた者、若干人

(運営委員会の委員長)

第15条 運営委員会の委員長は、会長をもってこれに充てる。

第3章 総会

(総会の通知及び告示)

第16条 会長は、総会を招集しようとするときは、総会の日時、場所及び付議すべき事項を定め、あらかじめ委員に通知するとともにその旨を告示しなければならない。

2 前項の通知及び告示は、緊急かつやむを得ない場合を除き、総会の日の3日前までにしなければならない。

(欠席の届出)

第17条 委員は、事故等のため総会に出席できないときは、当日の開議時刻までに会長に届け出なければならない。

(議席)

第18条 委員の議席は、市長の任命後、最初の総会においてくじで定める。

2 議席には、番号及び氏名標を付ける。

(議長)

第19条 会長は、会議の議長となり、総会の議事を総理する。

2 会長及び職務代理者がともに欠けたとき又は事故があるときは、臨時の議長がその職務を行う。

(総会の開閉)

第20条 総会の開会、休憩、延会及び閉会は、議長が宣言する。

2 議長が開会を宣言する前又は休憩、延会若しくは閉会を宣言した後は、何人も議事について発言することができない。

3 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席委員が定足数に達しないときは、議長は、休憩又は延会を宣言することができる。

(選挙の宣言)

第21条 総会において選挙を行うときは、議長は、その旨を宣言する。

(投票用紙の配布等)

第22条 選挙を行うときは、議長は、第45条に規定する職員をして委員に所定の投票用紙を配布させた後、配布漏れの有無を確かめなければならない。

2 議長は、職員をして投票箱を改めさせなければならない。

(投票)

第23条 委員は、順次投票用紙を備付けの投票箱に投入するものとする。

(投票箱の開閉)

第24条 議長は、投票が終わったと認めるときは、投票漏れの有無を確かめ、投票箱の閉鎖を宣言する。

(開票及び投票の効力)

第25条 議長は、開票を宣言した後、3人以上の立会人とともに投票用紙を点検しなければならない。

- 2 前項の立会人は、議長が委員の中から総会に諮り指名する。
- 3 投票の効力は、立会人の意見を聴いて議長が決める。

(選挙結果の報告)

第26条 議長は、選挙の結果を直ちに議場において報告しなければならない。

(投票用紙の様式)

第27条 農業委員会で行う選挙に用いる投票用紙は、別記様式のとおりとする。

(選挙関係書類の保存)

第28条 議長は、投票用紙の有効無効を区別し、当該当選人の在任中、関係書類と併せてこれを保存しなければならない。

(議題の宣告)

第29条 議長は、事件を議題とするときは、その旨を宣言する。

(一括議題)

第30条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席委員の5分の1以上の者から異議があるときは、討論を用いないで総会に諮って決める。

(議案の説明)

第31条 総会において事件が議題となったときは、提案者がその趣旨を説明しなければならない。

(事件の撤回等)

第32条 総会の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするときは、総会の承認を要する。

(発言)

第33条 委員は、議題について自由に質疑し、又は意見を述べることができる。

- 2 総会の発言は、議長の許可を受けてしなければならない。

(動議)

第34条 動議は、1人以上の賛成者がなければ議題とすることはできない。

- 2 前項の規定にいかわらず修正の動議は、3人以上の賛成者がなければ議題とすることはできない。

(採決順序)

第35条 動議が競合したときは、議長が採決の順序を決める。ただし、出席委員の5分の1以上の者から異議があるときは、討論を用いないで総会に諮って決める。

(報告)

第36条 各種委員会の所掌に属した事項について総会が報告を求めたときは、各種委員会の委員長がその経過及び結果を報告するものとする。

- 2 委員は、各種委員会の委員長の報告に質疑することができる。

(採決)

第37条 採決のとき、現に議場にいない委員は、採決に加わることはできない。

- 2 採決の方法は、起立又は挙手による。ただし、議長が必要と認めるとき、又は委員5人以上の要求があるときは、投票による。

- 3 前項ただし書の規定により投票を行う場合は、第21条から第28条までの規定を準用する。

(簡易採決)

第38条 議長は、事件について異議の有無を総会に諮ることができる。

- 2 異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、出席委員の5分の1以上の者から異議があるときは、議長は、起立又は挙手の方法で採決しなければならない。

(議事録)

第39条 議事録には、議事のほか、開会及び閉会の日時、出席、欠席の委員の番号及び氏名並びに議長において必要と認めた事項を記載しなければならない。

- 2 議事録には、議長及び総会において定めた2人以上の委員が署名しなければならない。
- 3 議事録の訂正を求める者は、議長に申し出なければならない。ただし、その訂正是字句に止まり、発言の趣旨を変更することはできない。

(傍聴人の制限)

第40条 傍聴人は、定められた場所以外の場所に入ってはならない。

- 2 凶器その他危険なものをもっている者、酒気を帯びている者その他議長において議場の秩序を保持するために支障があると認めた者は、入ることができない。
- 3 傍聴人は、議場において発言し、その他喧騒にわたる行為をしてはならない。
- 4 傍聴人は、議長の指示に従わなければならない。

5 議長は、その指示に従わない傍聴人の退場を命ずることができる。

第4章 運営委員会及び各種委員会の会議

(会議の招集)

第41条 運営委員会の会議は、必要に応じて運営委員会の委員長が招集する。

2 各種委員会の会議は、必要に応じて各種委員会の委員長が招集する。

(会議)

第42条 運営委員会及び各種委員会の会議は、それぞれ委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

2 運営委員会及び各種委員会の委員長は、会議の議長となる。

(会議録)

第43条 運営委員会及び各種委員会の委員長は、会議録を作成しなければならない。

第5章 事務局

(事務局の設置)

第44条 農業委員会の権限に属する事務を処理させるため、農業委員会に事務局を置く。

(事務局の職員)

第45条 事務局に事務局長、事務局次長及び係長を置く。

2 前項に規定する職のほか、必要に応じ副主幹、主査、調整主任、主任、主事、専門員及び技術者を置くことができる。

(係の設置)

第46条 事務局の事務を分掌させるため、農地係を置く。

(係の事務分掌)

第47条 農地係の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 総会及び委員会並びに運営委員会に関すること。
- (2) 委員の身分、資格得失及び報酬に関すること。
- (3) 職員人事及び服務に関すること。
- (4) 規則及び規程の制定改廃に関すること。
- (5) 予算、経理及び庶務に関すること。
- (6) 文書の收受、発送及び保管に関すること。
- (7) 公印の保管に関すること。
- (8) 物品の出納保管に関すること。
- (9) 農地等利用最適化推進施策の改善意見に関すること。

- (10) 農地の賃借料情報の提供及び農作業基準賃金の設定に関すること。
- (11) 資料の収集及び調査研究に関すること。
- (12) 農業関係団体に関すること。
- (13) 農業委員会会報及び会報委員会に関すること。
- (14) 農業者年金業務に関すること。
- (15) 農地の権利移動及び転用に関すること。
- (16) 農地等に係る和解仲介に関すること。
- (17) 国有農地に関すること。
- (18) 農地等の諸証明交付に関すること。
- (19) 農地等の交換分合及びあっせんに関すること。
- (20) 農地の利用状況調査及び利用意向調査に関すること。
- (21) 農地の賃貸借、更新等に関すること。
- (22) 買収、売渡及び登記事務に関すること。
- (23) 遊休農地の発生防止及び解消に関すること。
- (24) 未墾地に関すること。
- (25) 農地台帳の整備保管に関すること。
- (26) 農地相談に関すること。
- (27) 地域計画にかかる目標地図の素案の作成に関すること。
- (28) 前各号に掲げるもののほか、農業委員会に関すること。

(職務)

第48条 事務局長は、会長の命を受けて事務を掌理し、職員を指揮監督する。

- 2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長が事故又は不在のときは、その職務を代理する。
- 3 主査は、上司の命を受けて特定事務を処理する。
- 4 係長は、上司の命を受けて係の事務を掌理する。
- 5 調整主任は、上司の命を受けて係の事務を分担掌理する。
- 6 主任、主事、専門員及び技師は、上司の命を受けて業務に従事する。

(事務の処理)

第49条 事務の処理は、全て事務局長を経て会長の決裁を受けなければならない。ただし、次に定める事項については、事務局長が専決することができる。

- (1) 軽易な報告及び定例的な報告に関すること。

- (2) 事務局長及び職員の時間外勤務に関すること。
- (3) 事務局長及び職員の出張に関すること。
- (4) 事務局長及び職員の休暇、旅行、服務等に関すること。
- (5) 物品の購入修理に関すること。
- (6) 酒田市事務決裁規程（平成17年訓令第1号）別表第1号職位の専決区分表(1)共通権限

3 財政関係の表中課長共通欄に定める事項

- (7) 所管事務に関する使用料、調停収入命令及び減免に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事務処理に関すること。

(準用)

第50条 この訓令に定めるもののほか、事務局の処務及び職員の任免、分限、給与、服務その他の身分取扱いに関しては、市長の事務部局の例による。

第6章 雜則

(公示)

第51条 農業委員会の告示は、市役所前の掲示場に掲示してこれを行うものとする。

(公印)

第52条 農業委員会の公印は、別表のとおりとする。

(その他必要な事項)

第53条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成17年11月1日から施行する。

附 則（平成22年3月25日農業委員会訓令第1号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年9月14日農業委員会訓令第1号）

この訓令は、平成23年12月1日から施行する。

附 則（平成25年12月27日農業委員会訓令第1号）

この訓令は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（平成29年11月9日農業委員会訓令第1号）

この訓令は、平成29年12月1日から施行する。

附 則（令和4年2月1日農業委員会訓令第1号）抄

(施行期日)

1 この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月14日農業委員会訓令第1号）

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第52条関係）

公印の名称	字体	形体	寸法（ミリメートル）
農業委員会印	てん書	[図] 略	方24
農業委員会長印	てん書	[図] 略	方21
農業委員会長職務代理者印	てん書	[図] 略	方18
農業委員会農地調査委員長印	てん書	[図] 略	方18
農業委員会農業振興委員長印	てん書	[図] 略	方18
農業委員会仲介主任印	てん書	[図] 略	方18
農業委員会事務局長印	てん書	[図] 略	方18

別記様式(第27条関係)

(表)

酒 田 市 農 業 委 員 会 投 票 用 紙	
--	--

團

(裏)

氏 名

別記様式（第27条関係）